

## 第4章 推進体制の整備

この計画を推進するにあたっては、各施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、広く市民や地域社会、団体、企業等と連携した取組が進められるよう推進体制の整備を図ります。

### 1. 市民や地域社会、団体、企業等との連携

男女共同参画の実現のための具体的な事業実施にあたっては、市民や地域社会、団体、企業等との連携及びその協力が欠かせません。市民等の意見を反映し、事業の効果的な推進を図るため、市民や関係団体等との交流や話し合いの場を作ります。

### 2. 庁内推進体制の充実

- (1) 男女共同参画を実現するために、施策を総合的かつ効果的に推進するには、全庁的な推進体制の充実が必要です。「男女共同参画庁内推進会議」の機能を強化し、計画の効果的な推進を図ります。
- (2) 計画の進ちょく状況を把握するための進行管理を交流推進課が行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 職員が男女平等の意識をもって業務にあたるよう、職員研修の充実及び積極的な情報提供を行います。
- (4) 市民意識や要望を的確に把握し、施策に反映させていくため、市民を対象とした意識調査や各種情報の収集に努めます。

### 3. 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現の障害となる課題の中には、法律や制度の改正など、市単独の取組では解決困難なものがあります。国、県、他市町村及び関係機関と連携して、解決に向けての取組を進めます。